

平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-3)

政策分野名	食品産業の持続的な発展	公表時期	平成23年11月
担当部局名	食料産業局 〔 食料産業局企画課/新事業創出課/産業連携課/輸出促進グループ/バイオマス循環資源課/食品小売サービス課/食品製造卸売課 〕	政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保
政策の概要	国内外の原料の調達リスクの高まりや人口減少・高齢化等による国内市場の構造変化等の課題がある中、国民への食料の安定供給や国産農産物の最大の需要先として重要な役割を果たしている食品産業 ^(注1) の持続的な発展を図る。 このため、フードチェーンにおける連携した取組の推進、国内市場の活性化を図る取組を推進する。		
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3 1 (3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章 (4) 観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～	評価実施予定時期	平成24年度

施策(1)		フードチェーンにおける連携した取組の推進								
目標①		フードチェーンの適切な機能の発揮								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 農工商等連携事業の計画認定数	370件	21年度	500件	24年度	457件	500件	—	—	—	<p>人口減少・高齢化等による国内市場の構造変化等の課題に対応し、国民への食料の安定供給や国産農産物の最大の需要先として重要な役割を果たしている食品産業が持続的に発展し、その役割を果たしていくためには、以下の4つの指標について「フードチェーンの適切な機能の発揮」が重要であることから、これを目標として設定した。</p> <p>中小企業者と農林漁業者が連携し行う事業活動を促進し、中小企業の経営の向上・農林漁業経営の改善を図ることを目的として、農工商等連携促進法が成立(平成20年5月)した際に、「5年間で500件の優良事例(農工商等連携事業計画)を創出すること」としたところである。500件については、一都道府県で10件程度を目安として数字を設定したところである。21年度までに認定した370件と最終年度の目標である500件の差の130件(年間約44件)を各年度に上乘せし、目標値を設定した。</p>
(イ) 食品関連事業者 ^(注2) と農業者の連携に向けての商談件数	6件	21年度	70件	各年度	70件	70件	70件	70件	70件	<p>農業の経営の発展とともに、食品産業全体の経営の発展のためには、農業者と外食・中食事業者^(注3)を含む食品関連事業者との連携により、新たなそして安定的な食材の利用促進を図る必要があることから、23年度は対象事業者を広げ、目標値を見直すこととした。</p> <p>農業者と食品関連事業者の連携の結びつきを拡げるため、産地懇談会等の開催により、積極的な取組を促すきっかけや環境づくりに取り組んでおり、新たな取引のための商談件数を指標として設定した。</p> <p>これまでの実績によると、産地懇談会(年間4回)では320件のマッチングが、また、フェア(年1回)では375件のマッチングが行われ、そのうちの5%がそれぞれ商談まで進んでいる。</p> <p>23年度からは、生産地での産地懇談会と都市での商談のためのフェアを連携させて実施することとした点を踏まえ、目標値は、現状の5%をそれぞれ2倍の10%に伸ばすこととし、合計70件(交流会は32件、フェアは38件)を年度ごとの目標値として設定した。</p>
(ウ) 1中央卸売市場当たりの取扱金額(下降傾向にある取扱金額を維持)	557億円	20年度	557億円	26年度	557億円	557億円	557億円	557億円	—	<p>中央卸売市場における1市場当たりの取扱金額は減少傾向にあり、過去5年(16年度～20年度)の対前年度比の平均で年率0.5%の減少となっている。</p> <p>食料・農業・農村基本計画において、卸売市場の機能強化を図るとされたところであるが、このことにより取扱金額の減少傾向を解消し、26年度まで20年度実績値以上を維持することを目標とした。</p>

(エ) 食料品の買い物が困難・不便な住民に対して対策がとられている市区町村の割合	平成23年度から調査予定	—	前年度より増加	各年度	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	「高齢化の進展等に対応し、民間事業者による多様な配達サービスが健全に展開されること等により、消費者への食料の円滑な提供を図る」という基本計画上の施策目的の達成度合を総合的に評価するためには、地域住民の現状と課題を公的立場から詳細に把握している地方公共団体からの回答が最も客観的な指標になるものと考え、「食料品の買い物が困難・不便な住民に対して対策がとられている市区町村の割合」を指標として設定した。なお、対策は、地方公共団体のとる対策に限らず、民間事業者等の行う対策も含む。 なお、平成23年11月に実施する調査結果を踏まえ、年度ごとの目標値を再度設定する予定。
施策(2)	国内市場の活性化										
目標①	食品産業の国内生産額の維持										
測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 食品産業の国内生産額の維持	対前年度減少率 1.2%	15~19年度平均	対前年度減少率0% (下降傾向を解消)	26年度	対前年度減少率 0.5%未満	対前年度減少率 0.3%未満	対前年度減少率 0.2%未満	対前年度減少率0% 未満	—	<p>人口減少・高齢化等により国内市場が構造変化等の課題に対応し、新たな価値を創造し、質が高く多様性に富んだ国内市場の維持・回復を進めることは、国民への食料の安定供給や国産農産物の最大の需要先として重要な役割を果たしている食品産業が持続的に発展し、その役割を果たすために重要であることから、以下の2つの指標について、「食品産業の国内生産額の維持」を目標として設定した。</p> <p>食品産業の国内生産額は、10年度の94.2兆円をピークに19年度の81.5兆円まで継続的に減少している。この減少傾向に歯止めをかけることが必要であるため、国内生産額の減少傾向を解消することとしている。</p> <p>このため、15年度から19年度で平均対前年度の減少率1.2%を26年度までに徐々に解消することとし、21年度は対前年度減少率0.8%(対前年度比99.2%)、22年度は同0.7%(対前年度比99.3%)、23年度は同0.5%(対前年度比99.5%)、24年度は同0.3%(対前年度比99.7%)、25年度は同0.2%(対前年度比99.8%)、26年度は同0%(対前年度比100%)とする。</p> <p>当該年度の実績値は、翌年度評価時点での把握は困難なことから、前々年度実績値を用いて評価を行う。</p>	

(イ) 6次産業の市場規模	1兆円	22年度	3兆円	27年度	—	—	—	—	3兆円	<p>6次産業の市場規模については、10年後に、農林水産業と同程度の10兆円規模(国内生産額)の市場育成を目指すこととしており、そのために5年間で現行(1兆円)の3倍(3兆円)に拡大することを目標として設定した。</p> <p>この目標の達成に向けて、従来の6次産業化に対する支援と併せて、農林漁業成長産業化ファンド(仮称)による成長資本の提供とハンズオンの一体的なサポートを推進する予定である。</p> <p>ファンドによる成長資本の提供は、長期的な取組に資するものであり、その効果の発現には一定の期間を要することから、年度ごとの目標値は設定していない。また、市場規模は、27年度に基準値の3倍程度の増加としているが、その後、資本提供効果の発現に伴い、加率的に市場規模が広がるものと想定している。</p> <p>なお、6次産業の市場規模については、直接販売、加工、輸出、農家レストラン等、各分野の統計データを積み上げて算出している。</p>
------------------	-----	------	-----	------	---	---	---	---	-----	---

目標②		食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
(ア) 中小食品関係事業者における 企業行動規範の策定割合	72%	21年度	80%	24年度	77%	80%	—	—	—	<p>国民への食料の安定供給や国産農産物の最大の需要先として重要な役割を果たしている食品産業が持続的に発展していくためには、食品産業が環境配慮への対応や消費者とのコミュニケーションを強化することが重要であることから、以下の3つの指標について、「企業の社会的責任への取組の推進」を目標として設定した。</p> <p>企業行動規範の策定割合は、21年度の72%を基準として、24年度までに、食品を扱う企業に対して、保健所を中心に策定指導が行われている衛生管理マニュアルの策定割合(21年度:80%)と同程度を目標として設定。目標値の達成に向けて、22年度は74%、23年度は77%以上を目標として設定した。</p>
(イ) 食品製造業の中小企業に係る CO2排出量	477万トン CO2	19年度	382万トン CO2 (19年度比 ▲20%)	24年度	401万トン CO2	382万トン CO2	—	—	—	<p>研修会参加者によるCO2削減への取組実践と研修会で使用したCO2削減方策に関する成果物を事業者が集まる全国各地の勉強会や会合等で機動的に広く有効活用することによる波及効果を勘案して、各年度4%程度の削減を目標値とした。</p> <p>京都議定書において約束する我が国の温室効果ガス排出量6%削減の達成に資するため、食品産業におけるCO2削減促進に係る事業の実施前の19年度における中小企業のCO2排出量を基準値として、事業終期の24年度までの5ヵ年で、中小企業のCO2排出量を基準値比20%(4%程度×5年)削減を目標値とした。</p> <p>東日本大震災の影響により、食品製造業は広域にわたり甚大な被害発生しており、既に設定した23、24年度の目標については、目標値の妥当性の検証及び必要に応じた見直しの検討を行うこととしている。</p> <p>当該年度の実績値は、翌年度評価時点での把握は困難なことから、前年度の実績を用いて評価する。</p>
(ウ) 食品事業者環境対策推進支 援事業の研修会参加企業にお けるCO2削減の計画づくり及 び具体的実践の取組割合	—	—	50%	各年度	50%	50%	—	—	—	<p>食品事業者環境対策推進支援事業の実施効果として、研修会参加企業の50%以上にCO2削減の取組への動機付けを与えることを目標とした。</p> <p>CO2排出削減については、特に中小企業での取組を促すため、エネルギーコスト削減等の具体的事例を活用した研修会を実施することにより、参加者の過半数以上に行動を起こしてもらうことを目標として設定した。</p> <p>(参考) 食品製造業の中小企業数に占める研修参加者数の割合： 21年度及び22年度研修会参加者数(1,249名)^(※1) / 食品製造業における中小企業数(28,447社)^(※2) × 100 = 約4%</p> <p>※1 21年度及び22年度の延べ人数。 ※2 「工業統計調査(21年度企業統計編)」の統計データ(資本金3億円以下又は従業員数300人以下の事業所を有する企業数(従業員数4人以下の事業者のみの企業を除く。))</p> <p>注:参加者には業界団体も含まれ、関連企業等への情報提供等による波及効果が期待される。</p>

施策(3)	海外展開による事業基盤の強化									
目標①	アジアにおける我が国食品産業の活動規模拡大									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) アジアにおける我が国食品産業の現地法人の活動規模(売上高)	1.2兆円	20年度	2兆円	32年度	1.35兆円	1.43兆円	1.51兆円	1.59兆円	1.67兆円	<p>食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、食品製造・流通業の現地生産・販売の取組や外食産業の進出を促進することが重要であることから、以下の2つの指標について、「アジアにおける我が国食品産業の活動規模拡大」を目標として設定した。</p> <p>アジアにおける我が国食品産業の現地法人の活動規模(売上高)は、18年度以降、増加傾向で推移しており、今後もこの傾向を維持することが重要である。このため、過去10年間の我が国食品企業(食品製造業)の売上高データを用いて、線形回帰分析による32年度の売上高を2兆円と推計した。</p> <p>当該年度の実績値は、翌年度評価時点での把握は困難なことから、前年度の実績値を用いて評価を実施する。</p>
(イ) アジアにおける我が国食品産業の現地法人数	612法人	21年度	800法人	32年度	639法人	657法人	675法人	693法人	711法人	<p>アジアにおける我が国食品産業の現地法人数は、15年度以降、増加傾向で推移しており、今後もこの傾向を維持することが重要である。このため、過去10年間の我が国食品企業(食品製造業)の現地法人数データを用いて、線形回帰分析により32年の法人数を800人と推計した。</p>

各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

	指標(ア)	把握の方法	地方農政局等からの聞き取りにより把握。
		達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	指標(イ)	把握の方法	食料産業局食品小売サービス課が行う調査により把握。
		達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

施策(1)	目標①	指標(ウ)	把握の方法	食料産業局食品製造卸売課が行う調査により把握。
			達成度合の判定方法	おおむね有効:557億円以上 有効性の向上が必要:下記a以上b未満 (a) 過去5年の減少傾向(毎年度、前年度より年率0.5%減少)による推計値 20年度実績値×(1-0.005) ^T ※Tは評価年度-20年度 (b) 557億円 有効性に問題:上記a未満
		指標(エ)	把握の方法	23年度以降、食料産業局食品小売サービス課が全市区町村に対して実施するアンケート調査により把握。
			達成度合の判定方法	おおむね有効:前年度より増加した場合、有効性の向上が必要:前年度と同じ場合、有効性に問題:前年度より減少した場合
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	「農業・食料関連産業の経済計算」(農林水産省大臣官房統計部)の国内生産額(食品工業、飲食店及び関連流通業の合計)により把握。
			達成度合の判定方法	評価に当たっては、以下を基本としつつ、景気や物価水準等の動向を踏まえ、総合的に判断する。 おおむね有効:各年度において目標としている対前年度比以上 有効性の向上が必要:過去5年平均の対前年度比(98.8%)以上～各年度において目標としている対前年度比未満 有効性に問題:過去5年平均の対前年度比(98.8%未満)
		指標(イ)	把握の方法	22年度の基準値については、農産物地産地消等実態調査及び農業経営統計調査等により把握。23年度以降については、「農業・農村6次産業化総合調査」(農林水産省統計部)により把握する予定。
			達成度合の判定方法	6次産業の市場規模について、市場規模の増減の要因分析、成長している分野の傾向分析から、6次産業に取り組む農林漁業者等の経営改革や新商品開発・販売開拓への支援等が6次産業の市場規模の拡大に寄与しているかを総合的に分析し、判定する。
	目標②	指標(ア)	把握の方法	食料産業局企画課が行う調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
指標(イ)	把握の方法	食品製造業の排出量(温室効果ガスインベントリ(独)国立環境研究所)から省エネ法に基づく指定工場の排出量を引いた数値で中小企業の排出量を推計。 (※各年度のデータは翌年度末頃に集計予定)		
	達成度合の判定方法	評価に当たっては、目標値達成を基本としつつ、電気事業者における電力のCO2排出係数の状況や景気動向に伴う生産状況等の動向を踏まえ、総合的に判断する。		

		指標(ウ)	把握の方法	食品事業者環境対策推進支援事業の研修会参加者に対するCO2削減への取組状況のアンケート調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合＝(取組企業数/研修参加企業のうち有効回答企業数)×100 ※ 取組企業数は、研修後にCO2削減に向けた計画の策定や具体的取組(取組予定を含む。)を行った企業 Aランク:50%以上、Bランク:30%以上50%未満、Cランク:30%未満
施策(3)	目標①	指標(ア)	把握の方法	「海外事業活動基本調査」(経済産業省)により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合＝(当該年度の実績値※－基準値)／(当該年度の目標値－基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	「海外進出企業総覧」(東洋経済新報社)により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合＝(当該年度の実績値－基準値)／(当該年度の目標値－基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

注1 食品産業	食品小売業・卸売業、食品製造業、外食・中食産業の総称。
注2 食品関連事業者	食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者及び外食・中食事業者
注3 中食事業者	持帰り弁当、惣菜等そのままの食事として食べられる状態に調理した食品を製造、販売する事業者

政策手段一覧（政策分野名：3. 食品産業の持続的な発展）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況/<減収見込額> 下段：(執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)(平成20年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	中小企業の経営の向上及び農林漁業者経営の改善を図るため、農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援することにより、フードチェーンの適切な機能の発揮及び食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(2)	卸売市場法(昭和46年)	—	—	—	(1)-①-(ウ)	生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、卸売市場の整備を促進するとともに、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保する。 卸売市場法の適正な執行を通じて卸売市場の適正かつ健全な運営が確保されることにより、フードチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。
(3)	食品流通構造改善促進法(平成3年)	—	—	—	(1)-①-(エ)	一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興のため、食品流通部門の構造改善を促進し、食品に係る流通機構を合理化するとともに、流通機能を高度化を図る。 食品流通構造改善促進法の適正な執行を通じ、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることにより、フード・チェーンの適切な機能の発揮に寄与する。
(4)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年)	—	—	—	(1)-①-(エ)	効率的で環境負荷の小さい物流の実現を図るため、物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、関連支援措置等により、フードチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。
(5)	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)	—	—	—	(2)-①-(ア)	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにより、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(6)	特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年)	—	—	—	(2)-①-(ア)	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための措置を講ずることにより、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(7)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法) (平成11年)	—	—	—	(2)-①-(ア)	中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に重要な役割を果たすため、中小企業の経営革新、異分野連携新事業分野開拓等による新たな事業活動の促進を図る。 この支援措置により、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(8)	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 (平成11年)	—	—	—	(2)-①-(ア)	経済の持続的な発展を図るためには生産性の向上が重要であるため、経営資源の有効活用による産業活力の再生を図る。 この支援措置により、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(9)	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法) (平成19年)	—	—	—	(2)-①-(ア)	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業を支援することにより、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(10)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成13年)	—	—	—	—	食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進により、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
(11)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年)	—	—	—	—	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルの推進により、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
(12)	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年)	—	—	—	(2)-②-(イ) (2)-②-(ウ)	工場等におけるエネルギー使用の合理化を推進することにより、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
(13)	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	(2)-②-(イ) (2)-②-(ウ)	京都議定書目標達成計画の策定等により温室効果ガス排出抑制を促進することにより、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
(14)	6次産業化推進整備事業(農商工等連携タイプ) (平成22年度) (関連:政策分野9)	—	915 (688)	677	(1)-①-(ア)	中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援することにより、フードチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(15)	6次産業総合推進事業 (平成23年度) (関連: 政策分野9)	—	—	899	(1)-①-(イ)	農林漁業者等の6次産業化の取組を支援する6次産業総合推進事業のうち、地域食材を開拓し、その利用を促進するための産地懇談会・フェアの開催等の取組を支援することにより、フードチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。
(16)	高齢化社会に対応した豊かな食生活創造事業 (平成23年度) (関連: 政策分野9)	—	—	20	(1)-①-(エ)	安定的な高齢者向け加工食品の提供に向けたガイドラインの策定や食料品へのアクセス困難度を客観的に推計するための指標の実用化に向けた取組を実施する。 これらの取組を実施することにより、フードチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。
(17)	卸売市場機能強化対策事業 (平成23年度) (関連: 政策分野9)	—	—	86	(1)-①-(ウ)	卸売市場の機能強化を図るため、市場関係者が一体となり経営戦略的な視点から経営展望を策定する取組や、卸売市場における加工・調製、地場産品の流通、低温管理施設の導入効果等の検証、コールドチェーン体制の整備を支援する。 これらの支援措置を通じて卸売市場の機能強化がソフト・ハードの両面で総合的に図られることにより、フードチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。
(18)	強い農業づくり交付金のうち、卸売市場施設整備対策 (平成17年度) (関連: 政策分野2、5、8)	55,739の内数 (39,432の内数)	22,664の内数 (21,486の内数)	3,127の内数	(1)-①-(ウ)	卸売市場の機能強化を図るため、中央卸売市場における卸売場の低温化等の取組を支援する。 この支援措置を通じて卸売市場において低温化された施設等の整備が促進されることにより、フードチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。
(19)	大豆安定供給確保支援事業 (平成23年度) (関連: 政策分野9)	—	—	25	(2)-①-(ア)	実需者に対して安定的に大豆を供給するため、輸入大豆の調達先の多角化及び諸外国における大豆安定供給の取組みの調査を支援する。 これらの支援措置を通じて、大豆実需者への輸入大豆の安定供給が図られることにより、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(20)	食品産業品質管理・信頼性向上支援事業 (平成22年度) (関連: 政策分野1、9)	—	328 (319)	277	(2)-②-(ア)	食品産業における品質管理の向上やコンプライアンスの徹底等を通じた消費者の信頼の向上を図るため、以下の事業を実施する。 ①中小規模層の食品製造事業者を対象としたHACCP手法の導入、現場責任者・指導者養成及び一般的衛生管理の徹底に向けた各種研修会を開催するとともに、低コストでHACCPを導入する手法の構築等の取組を支援 ②食品事業者のコンプライアンス確立のための研修等の開催等の取組の支援 ③食品産業事業者の自主的な原料原産地表示の取組の支援 これらの取組により、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
(21)	食品産業環境対策支援事業 (平成19年度) (関連: 政策分野9、19)	1,466 (1,325)	329 (235)	221	(2)-②-(イ) (2)-②-(ウ)	食品関連事業者の食品ロス削減及びCO2排出削減に向けた具体的方策の検討等を行うとともに、食品廃棄物の新規用途に向けた技術改良、フードバンク活動の取組、食品リサイクル・ループの構築等を推進することにより、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
(22)	東アジア食品産業海外展開支援事業 (平成22年度) (関連: 政策分野9)	—	204 (188)	155	(3)-①-(ア) (3)-①-(イ)	我が国食品産業の投資・事業展開を促進するため、アジア各国の食品・投資関連法規制や原料農産物の調達等に関する情報収集・提供、国内の食品技術を現地に適用する際の技術改良等の取組を支援することにより、アジアにおける我が国の食品産業の活動規模拡大に寄与する。
(23)	農商工等連携促進法に係る資金 (平成20年度) (関連: 政策分野9)	—	—	—	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))を講ずることにより、フードチェーンの適切な機能の発揮及び食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(24)	生鮮食料品等小売業近代化貸付制度 (昭和43年度)	—	—	—	(2)-①-(ア)	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))を行う。 この支援措置を通じて生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることにより、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(25)	食品流通構造改善貸付金のうち 食品生産販売提携事業施設 (平成3年度)	—	—	—	(1)-①-(イ) (1)-①-(ウ)	生産者と食品販売業者の連携に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の適正な執行を通じ、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を促進することにより、フードチェーンの適切な機能の發揮に寄与する。
(26)	特定農産加工資金 (平成元年度)	—	—	—	(2)-①-(ア)	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等の行う経営改善に対する金融措置(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)を実施する。 この金融措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な施設等を取得することで経営改善が図られ、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(27)	新規用途事業等資金 (昭和60年度)	—	—	—	(2)-①-(ア)	農林水産物の加工の増進による消費の拡大を図ることにより、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、特定農林畜水産物の新規用途の採用等の事業に対する金融措置(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)を実施する。 これにより、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(28)	食品流通構造改善資金のうち 食品生産製造提携事業施設 (平成12年度)	1,450 (8,030)	1,450 (8,970)	3,650	(2)-①-(ア)	食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図るため、食品製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))を実施する。 この支援措置により、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(29)	食品安定供給施設整備資金 (平成11年度)	—	—	—	(2)-①-(ア)	食品又は飼料の安定的な国内供給体制等の整備を図るため、食料の安定供給の確保に資する事業への金融措置(株)日本政策金融公庫(農林水産事業))を実施する。 この支援措置により、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/ <減収見込額> 下段: (執行額)/ <減収額> (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(30)	農商工等連携促進法に係る特例措置 ・事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度 [所得税・法人税: 租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12] (平成20年度)	<29> (<0>)	<29> (<1>)	-	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	農商工等連携促進法の認定計画に基づき取得する機械装置等の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を措置することにより、フードチェーンの適切な機能の発揮及び食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(31)	農業協同組合、同連合会、農業組合法人等が、日本政策金融公庫(食品流通改善資金-卸売市場近代化施設)の貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置についての課税標準の特例措置 [固定資産税: 地方税法第349条の3第4項] (昭和49年度)	<4> (<0>)	<2> (<1>)	<1>	(1)-①-(ウ)	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、1/2控除する。 この支援措置を通じて卸売市場の共同利用設備の近代化が図られることにより、フードチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。
(32)	農業協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助又は農業近代化資金等の貸付を受けて取得した、農林漁業者等の共同利用に供する施設に対する課税標準の特例措置(卸売市場関係) [不動産取得税: 地方税法第73条の14第6項] (昭和46年度)	<2> (<2>)	<2> (<0>)	<1>	(1)-①-(ウ)	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。 この支援措置を通じて卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることにより、フードチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。
(33)	卸売市場及びその他機能を補完する一定の施設に係る事業所税の非課税措置 [事業所税: 地法第701条の34第14号] (昭和50年度)	<1,155> (<1,115>)	<1,155> (<1,115>)	<1,115>	(1)-①-(ウ)	卸売市場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 この支援措置を通じて都市部における卸売市場の税負担が軽減されることにより、フードチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(34)	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例(卸売市場) [所得税・法人税: 租税特別措置法第33条の4、第64条の2、第68条の71] (昭和46年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<0>	(1)-①-(ウ)	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。 この支援措置を通じて卸売市場の建設にあたっての税負担が緩和され、卸売市場の適正な配置が図られることにより、フードチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。
(35)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(食品流通構造改善促進法) [所得税・法人税: 租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75] (平成3年度)	<-> (<0>)	<2> (<0>)	<0>	(2)-①-(ア)	食品流通構造改善促進法に基づく認定を受けた食品商業集積施設整備事業の用に供するために、地方公共団体が出資する法人等に譲渡した土地等の譲渡益について、年1,500万円を上限に特別控除する。 この支援措置を通じて食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることにより、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(36)	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に係る特例措置 ①事業革新設備を取得した場合の特別償却 [所得税・法人税: 租税特別措置法第11条の3、第44条の3、第68条の21] (平成11年度) ②登記の税率の軽減措置 [登録免許税: 租税特別措置法第80条、第81条第6項] (平成11年度) ③営業の譲渡をした場合の軽減措置 [不動産取得税: 地方税法附則第11条の4第5項] (平成11年度)	①<120> ②<91> ③<9> 計<220> ①(<0>) ②(<384>) ③(<0>) 計<384>	①<57> ②<228> ③<2> 計<287> ①(<368>) ②(<0>) ③(<0>) 計<368>	①<57> ②<984> ③<2> 計<1,043>	(2)-①-(ア)	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の計画認定を受けた企業等が認定された計画により、以下のことを実施する。 ①所得税・法人税関係: 事業再構築計画等 20%又は経営資源融合計画25%の特別償却 ②登録免許税関係: 会社の設立、資本金の額の増加0.7%→0.35%等 ③不動産取得税関係: 税額の1/6相当額を控除 これらの支援措置により、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(37)	<p>特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る特例措置</p> <p>①課税標準の軽減措置 [事業所税: 地方税法附則第33条第5項] (平成元年度)</p> <p>②事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度 [所得税・法人税: 租税特別措法第10条の4、第42条の7、第68条の12] (平成元年度)</p>	<p>①<24> ②<79> 計<103></p> <p>①<56> ②<92> 計<148></p>	<p>①<40> ②<79> 計<119></p> <p>①<29> ②<141> 計<170></p>	<p>①<40> ②<84> 計<124></p>	(2)-①-(ア)	<p>農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、以下のことを実施する。</p> <p>①資産割 1/4相当額を控除</p> <p>②特定農産加工業経営改善臨時措置法の認定計画に基づき取得する機械装置等の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除</p> <p>これらの税制特例により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な機械等を取得することで経営改善が図られ、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。</p>
(38)	<p>中小企業新事業活動促進法に係る特例措置</p> <p>・事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度 [所得税・法人税: 租税特別措法第10条の4、第42条の7、第68条の12] (平成11年度)</p>	<p><687> (<120>)</p>	<p><90> (<65>)</p>	<228>	(2)-①-(ア)	<p>中小企業新事業活動促進法の承認経営革新計画に基づき取得する機械装置等の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を行う。</p> <p>この支援措置により、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。</p>
(39)	<p>中小企業新事業活動促進法による経営基盤強化事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置 [事業所税: 地方税法第701条の34第3項第18号] (平成11年度)</p>	<p><0> (<0>)</p>	<p><0> (<0>)</p>	<0>	(2)-①-(ア)	<p>中小企業新事業活動促進法による経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等およびその構成員たる中小企業者が実施する経営基盤強化事業に対する事業所税(資産割、従業者割)を非課税とする。</p> <p>この支援措置により、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/ <減収見込額> 下段: (執行額)/ (<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(40)	中小企業地域資源活用促進法に係る特例措置 ・事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度 [所得税・法人税: 租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12] (平成19年度)	<49> (<0>)	<21> (<0>)	—	(2)-①-(ア)	中小企業地域資源活用促進法の認定計画に基づき取得する機械装置等の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を措置することにより、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(41)	試験研究を行った場合の特別税額控除制度 (研究開発促進税制) [所得税・法人税: 租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9] [住民税: 地方税法附則第8条] (昭和42年度)	<2,056> (<2,649>)	<2,402> (<2,857>)	<2,739>	(2)-①-(ア)	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を支出した年度の所得税額又は法人税額から控除 I 試験研究費の総額の8~10%の額を税額控除 II 産学官連携の共同研究・委託研究を行った場合、特別試験研究費の12%の額からIの税額控除割合を差し引いた割合を乗じた額を税額控除 III 中小企業者等については試験研究費の額の12%を税額控除 IV 試験研究費が増加した場合の税額控除 この支援措置により、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(42)	中小企業者等(食品企業関係者)が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制) [所得税・法人税: 措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成18年度)	<11,141> (<6,470>)	<11,139> (<6,879>)	<6,879>	(2)-①-(ア)	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(ただし、資本金の金額が3千万円以下の中小企業に適用)との選択。 適用対象者は、中小企業者、事業協同組合等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械及び装置(取得価格が160万円以上) (2)特定の器具及び備品(1台の取得価格が120万円以上) (3)一定のソフトウェア(1のソフトウェアの取得価格が70万円以上) この支援措置により中小企業者等(食品企業関係)の機械等の取得を促進し、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(43)	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度 (平成14年度)	<32> (<5>)	<32> (<103>)	<16>	(2)-①-(ア)	沖縄振興特別措置法により読み替えて適用される中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた特定中小企業者等が機械装置等を新・増設した場合、機械・装置等の取得価格の34%の特別償却又は15%の税額控除、建物等の取得価格の20%の特別償却又は8%の税額控除を行う。 この支援措置により、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(44)	集積区域における集積産業用資産の特別償却制度(企業立地促進法)(農林水産関連業種) [所得税・法人税:特別措置法第11条の5、第44条の2、第68条の20] (平成20年度)	<-> (<632>)	<1,494> (<1,048>)	<2,019>	(2)-①-(ア)	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のため、以下のことを実施する。 (機械・装置等) 取得価格の15%の特別償却 (建物等) 取得価格の8%の特別償却 この税制特例により、農林水産関連事業者の設備投資を促進することで、地域産業の自立的発展の基盤強化が図られ、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。
(45)	公害防止用設備を取得した場合の特例措置 課税標準の軽減 [固定資産税:地方税法附則第15条 第2項] [事業所税:地方税法第701条の41 第1項表3] (平成8年度)	<-> (<42>)	<-> (<34>)	<44>	—	公害防止用設備(污水又は廃液処理施設、ばい煙の処理施設、産業廃棄物処理施設)を取得した際に、事業所税について資産割3/4相当額を控除すること、また、污水又は廃液処理施設について固定資産税を2/3控除することにより、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
(46)	食品リサイクル設備を取得した場合の課税標準の特例措置 [固定資産税:地方税法附則第15条第11項] (平成13年度)	<-> (<23>)	<-> (<1>)	<13>	—	食品リサイクル設備を取得した際に、固定資産税の課税標準を22年度取得分について1/4軽減(3年間)、23年度取得分について1/5軽減(3年間)することにより、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。